# 年金記録訂正請求に係る答申について

# 東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成29年4月27日答申分

# ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 O件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600683 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1700001 号

#### 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成 15 年 4 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間及び平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 15 年 4 月から平成 20 年 8 月までは 14 万 2,000 円から 15 万円、平成 21 年 7 月から平成 22 年 8 月までは 14 万 2,000 円から 18 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 6 月までは 15 万円から 18 万円とする。

平成15年4月から平成20年8月までの期間及び平成21年7月から平成23年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年4月から平成20年8月までの期間及び平成21年7月から平成23年6月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における平成14年4月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成14年4月から同年9月までは14万2,000円から26万円、平成14年10月から平成15年3月までは14万2,000円から24万円、平成15年4月から同年6月までは15万円から24万円、平成15年7月から平成16年8月までは15万円から30万円、平成16年9月から平成17年8月までは15万円から28万円、平成18年9月から平成19年8月までは15万円から30万円、平成19年9月から平成20年8月までは15万円から28万円、平成21年9月から平成22年8月までは18万円から30万円とする。

平成14年4月から平成17年8月までの期間、平成18年9月から平成20年8月までの期間及び平成21年9月から平成22年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月10日は1万2,000円から10万円、平成15年12月10日は10万円から12万9,000円、平成16年7月10日は4万円から11万9,000円、平成16年12月10日は10万円から13万1,000円、平成17年7月10日は5万円から12万1,000円、平成17年12月12日は10万円から12万8,000円、平成18年7月10日は10万円から12万円、平成18年12

月 10 日は 10 万円から 12 万 5,000 円、平成 19 年 7 月 10 日は 10 万円から 15 万 1,000 円、平成 19 年 12 月 10 日は 12 万円から 14 万 8,000 円、平成 20 年 7 月 10 日は 12 万円から 16 万円、平成 20 年 12 月 10 日は 12 万円から 15 万 6,000 円、平成 21 年 7 月 10 日は 15 万円から 15 万 3,000 円、平成 21 年 12 月 10 日は 12 万 5,000 円から 15 万 7,000 円、平成 22 年 7 月 9 日は 12 万 5,000 円から 15 万 4,000 円、平成 22 年 12 月 10 日は 13 万円から 28 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日、平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 10 日、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 10 日、平成 17 年 12 月 12 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日、平成 20 年 12 月 10 日、平成 21 年 7 月 10 日、平成 21 年 12 月 10 日、平成 22 年 7 月 9 日及び平成 22 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 10 日、平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 10 日、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 10 日、平成 17 年 12 月 12 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 10 日、平成 19 年 7 月 10 日、平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日、平成 21 年 12 月 10 日、平成 22 年 7 月 9 日及び平成 22 年 12 月 10 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月10日は10万円から22万円、平成15年12月10日は12万9,000円から25万円、平成16年7月10日は11万9,000円から23万円、平成16年12月10日は13万1,000円から26万円、平成17年7月10日は12万1,000円から24万円、平成18年7月10日は12万円から24万3,000円、平成18年12月10日は12万5,000円から26万円、平成19年7月10日は15万1,000円から24万5,000円、平成19年12月10日は14万8,000円から24万6,000円、平成20年7月10日は16万円から26万6,000円、平成20年12月10日は15万6,000円、平成20年7月10日は15万4,000円から28万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 10 日、平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 7 月 10 日、平成 16 年 12 月 10 日、平成 17 年 7 月 10 日、平成 18 年 7 月 10 日、平成 18 年 12 月 10 日、平成 19 年 7 月 10 日、平成 19 年 12 月 10 日、平成 20 年 7 月 10 日、平成 20 年 12 月 10 日、平成 21 年 12 月 10 日及び平成 22 年 7 月 9 日の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めること

はできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年4月1日から平成25年8月1日まで

- ② 平成15年7月10日
- ③ 平成15年12月10日
- ④ 平成16年7月10日
- ⑤ 平成16年12月10日
- ⑥ 平成17年7月10日
- ⑦ 平成17年12月12日
- ⑧ 平成18年7月10日
- 9 平成18年12月10日
- ⑩ 平成19年7月10日
- ① 平成19年12月10日
- ① 平成20年7月10日
- 13 平成 20 年 12 月 10 日
- ④ 平成21年7月10日
- 15 平成21年12月10日
- 16 平成22年7月9日
- ① 平成22年12月10日
- 18 平成23年7月8日
- 19 平成24年7月10日
- 20 平成25年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について標準報酬月額が実際の給与額と比べて低い額となっているため、標準報酬月額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

また、請求期間②から②までについて、標準賞与額が実際の賞与額と比べて 低い額となっているため、標準賞与額を訂正し、保険給付の計算の基礎となる 記録及び事実に即した記録に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成15年4月1日から平成20年9月1日までの期間及び

平成21年7月1日から平成23年7月1日までの期間について、請求者の標準報 酬月額は、オンライン記録によると、平成15年4月から平成20年8月までの期 間及び平成 21 年 7 月から平成 22 年 8 月までの期間は 14 万 2,000 円、平成 22 年 9月から平成23年6月までは15万円と記録されているが、請求者から提出され た請求期間①における給与明細書、給与明細及び給与支給明細書、給与所得の源 泉徴収票並びに金融機関から提出された請求者の預金取引明細表(以下、併せて 「給与明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から 6月までの報酬月額に基づき決定又は改定される標準報酬月額(平成 15 年4月 から同年8月までは24万円、平成15年9月から平成16年8月までは30万円、 平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 28 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 8月までは30万円、平成19年9月から平成20年8月までは28万円、平成21 年9月から平成22年8月までは30万円)又は報酬月額に相当する標準報酬月額 (平成17年9月から平成18年6月までは30万円、平成18年7月は28万円、 平成 18 年 8 月は 30 万円、平成 21 年 7 月及び同年 8 月は 32 万円、平成 22 年 9 月から同年 11 月までは 30 万円、平成 22 年 12 月から平成 23 年 5 月までは 32 万 円、平成23年6月は30万円)はオンライン記録を超えており、これらの標準報 酬月額より低額の標準報酬月額(平成 15 年4月から平成 20 年8月までは 15 万 円、平成21年7月から平成23年6月までは18万円)に見合う厚生年金保険料 を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年4月から平成20年8月までは15万円、平成21年7月から平成23年6月までは18万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 15 年 4 月から平成 20 年 8 月までの期間及び平成 21 年 7 月から平成 23 年 6 月までの期間について、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(平成 22 年 1 月以降は、年金事務所)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成14年4月1日から平成15年4月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年7月1日までの期間及び平成23年7月1

日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間については、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実に即した標準報酬月額への訂正を求めているところ、給与明細書等により、請求期間①のうち、平成14年4月1日から平成17年9月1日までの期間、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間及び平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月まで(平成14年以前は、5月から7月まで。)の報酬月額に基づき決定又は改定される標準報酬月額は、平成14年4月から同年9月までは26万円、平成14年10月から平成15年6月までは24万円、平成15年7月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から平成17年8月までは28万円、平成18年9月から平成19年8月までは30万円、平成18年9月から平成20年8月までは28万円、平成21年9月から平成22年8月までは30万円に相当することが確認できる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求期間①のうち、平成 14年4月から同年9月までは26万円、平成14年10月から平成15年6月までは24万円、平成15年7月から平成16年8月までは30万円、平成16年9月から平成17年8月までは28万円、平成18年9月から平成19年8月までは30万円、平成19年9月から平成22年8月までは30万円とすることが必要である。

ただし、平成 14 年 4 月から平成 17 年 8 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間及び平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

 期間③は12万9,000円、請求期間④は11万9,000円、請求期間⑤は13万1,000円、請求期間⑥は12万1,000円、請求期間⑦は12万8,000円、請求期間⑧は12万円、請求期間⑨は12万5,000円、請求期間⑩は15万1,000円、請求期間⑪は15万1,000円、請求期間⑪は14万8,000円、請求期間⑪は16万円、請求期間⑬は15万6,000円、請求期間⑭は15万3,000円、請求期間⑮は15万7,000円、請求期間⑯は15万4,000円、請求期間⑰は28万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は10万円、請求期間③は12万9,000円、請求期間④は11万9,000円、請求期間⑤は13万1,000円、請求期間⑥は12万1,000円、請求期間⑦は12万8,000円、請求期間⑧は12万円、請求期間⑨は12万円、請求期間⑩は15万1,000円、請求期間⑪は14万8,000円、請求期間⑫は16万円、請求期間⑬は15万6,000円、請求期間⑭は15万3,000円、請求期間⑮は15万7,000円、請求期間⑰は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑰までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間®から②までについて、オンライン記録によると、請求者の標準賞与額は、請求期間®は25万6,000円、請求期間®は25万9,000円、請求期間②は28万9,000円と記録されているところ、上述の賞与明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額(請求期間®は25万6,000円、請求期間③は25万9,000円、請求期間②は28万9,000円)はオンライン記録の標準賞与額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②から⑥、請求期間⑧から⑬、請求期間⑮及び⑯について、請求者は、年金額に反映しないとしても事実に即した標準賞与額への訂正を求めているところ、上述の賞与明細書等により、請求者は、請求期間②は22万円、請求期間 ③は25万円、請求期間④は23万円、請求期間⑤は26万円、請求期間⑥は24万円、請求期間⑧は24万5,000円、請求期間⑩は24万5,000円、請求期間⑩は24万5,000円、 円、請求期間⑪は24万6,000円、請求期間⑫及び⑬は26万6,000円、請求期間⑮は27万3,000円、請求期間⑯は28万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を請求期間⑫は22万円、請求期間⑪は25万円、請求期間⑪は23万円、請求期間⑥は26万円、請求期間⑥は24万円、請求期間⑩は24万円、請求期間⑩は24万円、請求期間⑪は24万万円、請求期間⑪は24万万円、請求期間⑪は24万万円、請求期間⑪は24万万000円、請求期間⑫及び⑬は26万6,000円、請求期間⑮は27万3,000円、請求期間⑯は28万円とすることが必要である。

ただし、請求期間②から⑥、請求期間⑧から⑬、請求期間⑮及び⑯の訂正後の標準賞与額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600661号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700004号

### 第1 結論

請求者のA社における平成25年8月7日の標準賞与額を45万円、平成25年12月30日の標準賞与額を70万円に訂正することが必要である。

平成25年8月7日及び平成25年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年8月7日及び平成25年12月30日の標準賞 与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成25年8月7日

②平成25年12月30日

③平成26年8月7日

請求期間について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与に係る年金記録がないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成25年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿、賃金台帳、現金出納簿及び総勘定元帳により、請求者は、同社から請求期間①は45万円、請求期間②は70万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、平成25年8月7日及び平成25年12月30日の賞与につ いて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出してお らず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年8月7日及び平成25年12月30日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③について、事業主から提出された現金出納簿、総勘定元帳及び事業主の陳述により、請求者は、当該期間に 45 万円の賞与の支払を受けたものの、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求 者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主に より賞与から控除されていたことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600685 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1700005 号

### 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年5月15日から昭和51年6月1日に訂正し、昭和51年5月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和51年5月15日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和51年5月15日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年5月15日から同年6月1日まで A社B支店からA社(本社)へ転勤した時の年金記録が空白となっている。 継続して勤務していたことは間違いないので、年金額に反映するように記録を 訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出された給料に係る支払明細書(以下「給料支払明細書」という。)、 請求者に係る雇用保険の記録、A社が加入していたC健康保険組合の回答及び複数の同僚の陳述により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し(昭和51年6月1日にA社B支店からA社(本社)に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる 給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当であ る。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、A社の元事業主は、昭和51年5月15日から同年6月1日までの期 間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と 陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600682号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700006号

### 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月15日は88万円、 平成18年12月15日は67万8,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月

② 平成18年12月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が所持する預金通帳、複数の同僚から提出された給与支給明細書(2005年12月分賞与及び2006年12月分賞与)及び平成24年9月にA社から年金事務所に提出された請求者及び複数の同僚に係る支給控除項目一覧表(2005年第2回12月分賞与及び2006年第2回12月分賞与)(以下「賞与関係資料」という。)から判断すると、請求者は同社から当該期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、賞与関係資料から認められる厚生年金保険料控除額から、88万円とすることが必要である。

請求期間②について、賞与関係資料から判断すると、請求者はA社から 70 万円の賞与が支払われ、標準賞与額 67 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料が事業

主により賞与から控除されていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、賞与関係資料から認められる厚生年金保険料控除額から 67 万 8,000 円とすることが必要である。

また、請求者が所持する預金通帳により確認できる振込日から、請求期間①の 賞与の支払日については、平成17年12月15日、請求期間②の賞与の支払日に ついては、平成18年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600703 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1700008 号

### 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から32万円とする。

平成7年7月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年 10 月1日から平成9年5 月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年 10 月から平成9年4月までの標準報酬月額については、9万 8,000 円から 30 万 円とする。

平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年10月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年7月1日から平成9年5月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されており、実際の給料の支給額と異なっているので当該期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

# 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間につ

いて、オンライン記録によると、A社における請求者の標準報酬月額は、当初、 平成7年7月から同年11月までは32万円と記録されていたところ、平成7年 12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消した上、平成7年7月 1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正され、平成7年10月の 定時決定についても9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社において被保険者記録のある同僚22人についても、請求者と同様に平成7年12月18日付けで平成7年10月1日の定時決定を取り消し、平成7年7月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、請求期間にA社において給料計算及び社会保険事務を担当していた同社の事業主の妻は、当時、厚生年金保険料を滞納していたため、従業員の標準報酬月額を遡って減額する届出を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年12月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成7年7月1日に遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由はなく、当該遡及訂正処理について有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初に届け出た32万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、上述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成8年10月1日)において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上述の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、請求者は、請求期間に給料が下がったことがないと陳述しているところ、上述の事業主の妻は、請求期間について、従業員の標準報酬月額を減額する届出を行ったが、実際の従業員の給料は引き下げず、同じ額の給料を支払っており、厚生年金保険料についても、標準報酬月額を減額する前と同じ額の控除を引き続き行っていたと陳述している。

また、請求者と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われている複数の同僚の給料明細書によれば、平成8年10月1日から平成9年5月1日までの期間の給料額は、遡及訂正処理が行われた平成7年7月1日前の給料額とおおむね同額で推移しており、厚生年金保険料についても、同日前と同額の控除が引き続き行われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は平成8年10月1日から平成9年5月 1日までの期間について、遡及訂正処理が行われた平成7年7月1日前の給料 額とおおむね同額の給料額が支払われ、厚生年金保険料についても、同日前と 同額の控除が継続して行われていたことが推認できる。

したがって、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの標準報酬月額に

ついては、複数の同僚に係る給料明細書において推認できる請求者の厚生年金保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の妻は、平成8年10月から平成9年4月までの期間について、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年10月から平成9年4月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600668 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700009 号

### 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年8月1日から平成 23 年8月1日に訂正し、平成 23 年8月から平成 24 年8月までの標準報酬月額を 24 万円、平成 24 年9月から平成 26 年7月までの標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成23年8月1日から平成26年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成23年12月15日は14万6,000円、平成24年7月13日は50万1,000円、平成24年12月14日は52万3,000円、平成25年7月12日は53万2,000円、平成25年12月13日は54万4,000円、平成26年7月15日は53万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月15日、平成24年7月13日、平成24年12月14日、平成25年7月12日、平成25年12月13日及び平成26年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 12 月 15 日、平成 24 年 7 月 13 日、平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日及び平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和39年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年8月1日から平成26年8月1日まで

- ② 平成23年12月15日
- ③ 平成24年7月13日

- ④ 平成24年12月14日
- ⑤ 平成 25 年 7 月 12 日
- ⑥ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑦ 平成26年7月15日

請求期間①について、私は平成 23 年 8 月 1 日に A 社に入社したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間②から⑦までについて、A社から賞与が支払われていたが賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出されたタイムカード、日別勤務表 2、従業員名簿、出勤簿、賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賃金台帳等」という。)並びに同社が加入するB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳等及び日本年金機構(C事務センター)の回答により、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成25年5月から同年7月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成23年8月から平成24年8月までは24万円、平成24年9月から平成25年7月までは26万円、平成25年8月から平成26年7月までは30万円)と同額又は異なる標準報酬月額(平成23年8月から平成24年8月までは24万円、平成24年9月から平成26年7月までは26万円)に見合う厚生年金保険料(平成23年8月は1万9,270円、平成23年9月から平成24年8月までは1万9,694円、平成24年9月から平成25年10月までは2万1,796円、平成25年11月から平成26年7月までは2万2,256円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年8月から平成24年8月までは24万円、平成24年9月から平成26年7月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所 に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成23年8月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②から⑤について、A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賞与支給明細書等」という。)により、請求者は、請求期間②は14万6,000円、請求期間③は50万1,000円、請求期間④は52万3,000円、請求期間⑤は53万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑥及び⑦について、賞与支給明細書等により、請求者は、請求期間⑥は55万5,000円、請求期間⑦は54万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間⑥は54万4,000円、請求期間⑦は53万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間⑥は4万6,525円、請求期間⑦は4万5,855円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥及び⑦に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑥は54万4,000円、請求期間⑦は53万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成23年12月15日、平成24年7月13日、平成25年7月12日、平成25年12月13日、平成26年7月15日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る平成23年12月15日、平成24年7月13日、平成24年12月14日、平成25年7月12日、平成25年12月13日、平成26年7月15日の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600669 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1700010 号

### 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年8月1日から平成24年6月1日に訂正し、平成24年6月から同年8月までの標準報酬月額を10万4,000円、平成24年9月の標準報酬月額を14万2,000円、平成24年10月から平成26年7月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成24年6月1日から平成26年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成24年7月13日は1万9,000円、平成24年12月14日は32万4,000円、平成25年7月12日は46万5,000円、平成25年12月13日は49万4,000円、平成26年7月15日は50万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年7月13日、平成24年12月14日、平成25年7月12日、平成25年12月13日及び平成26年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月 13 日、平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日及び平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和60年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年2月27日から平成26年8月1日まで

- ② 平成24年7月13日
- ③ 平成24年12月14日
- ④ 平成25年7月12日
- ⑤ 平成 25 年 12 月 13 日
- ⑥ 平成26年7月15日

請求期間①について、私は平成24年2月27日にA社に入社したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間②から⑥までについて、A社から賞与が支払われていたが賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された日別勤務表 2、従業員名簿、出勤簿、 賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賃金台帳等」という。)並 びに同社が加入するB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得 確認および標準報酬決定通知書により、請求者は、当該期間において同社に勤務 していたと認められる。

そして、賃金台帳等により、請求者は、請求期間①のうち、平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成24年6月1日から平成26年8月1日までの標準報酬月額については、賃金台帳等及び日本年金機構(C事務センター)の回答により、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成24年7月から同年9月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成24年6月から同年8月までは10万4,000円、平成24年9月は14万2,000円、平成24年10月から平成26年7月までは22万円)と異なる標準報酬月額(平成24年6月から同年8月までは19万円、平成24年9月から平成26年7月までは16万円)に見合う厚生年金保険料(平成24年6月から同年8月までは1万5,591円、平成24年9月から平成25年10月までは1万3,413円、平成25年11月から平成26年7月までは1万3,696円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年6月1日から平成26年8月1日までの標準報酬月額については、資格取得時の標準報酬月額及び賃金台帳等で確認できる報酬

月額又は厚生年金保険料控除額から、平成 24 年 6 月から同年 8 月までは 10 万 4,000 円、平成 24 年 9 月は 14 万 2,000 円、平成 24 年 10 月から平成 26 年 7 月までは 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年6月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成24年2月27日から同年6月1日までの期間については、賃金台帳等により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成24年2月27日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②から④について、A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賞与支給明細書等」という。)により、請求者は、請求期間②は1万9,000円、請求期間③は32万4,000円、請求期間④は46万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間⑤及び⑥について、賞与支給明細書等により、請求者は、請求期間⑤は50万4,000円、請求期間⑥は51万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間⑥は49万4,000円、請求期間⑥は50万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間⑤は4万2,250円、請求期間⑥は4万3,340円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤及び⑥に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間⑥は49万4,000円、請求期間⑥は50万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者に係る平成 24 年 7 月 13 日、平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日、平成 26 年 7 月 15 日の厚生年 金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効に より消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者に係る平成24年7月13日、平成24年12月14日、平成25年7月12日、平成25年12月13日、平成26年7月15日の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600670 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 1700011 号

### 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年8月1日から平成24年7月1日に訂正し、平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額を22万円、平成24年9月から平成26年7月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成24年7月1日から平成26年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額について、平成24年12月14日は39万3,000円、平成25年7月12日は49万6,000円、平成25年12月13日は50万7,000円、平成26年7月15日は51万7,000円に訂正することが必要である。

平成24年12月14日、平成25年7月12日、平成25年12月13日及び平成26年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日及び平成 26 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和52年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年5月10日から平成26年8月1日まで

- ② 平成24年12月14日
- ③ 平成25年7月12日
- ④ 平成 25 年 12 月 13 日

# ⑤ 平成26年7月15日

請求期間①について、私は平成24年5月10日にA社に入社したが、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

請求期間②から⑤までについて、A社から賞与が支払われていたが賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

# 第3 判断の理由

請求期間①について、A社から提出された日別勤務表 2、従業員名簿、出勤簿、 賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賃金台帳等」という。)並 びに同社が加入するB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得 確認および標準報酬決定通知書により、請求者は、当該期間において同社に勤務 していたと認められる。

そして、賃金台帳等により、請求者は、請求期間①のうち、平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間①のうち、平成24年7月1日から平成26年8月1日までの標準報酬月額については、賃金台帳等及び日本年金機構(C事務センター)の回答により、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成24年7月及び同年8月は22万円、平成24年9月から平成25年7月までは24万円)並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成25年5月から同年7月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成25年8月から平成26年7月までは28万円)と同額又は異なる標準報酬月額(平成24年7月及び同年8月は22万円、平成24年9月から平成26年7月までは16万円)に見合う厚生年金保険料(平成24年7月及び同年8月は1万8,053円、平成24年9月から平成25年10月までは1万3,413円、平成25年11月から平成26年7月までは1万3,696円)を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成24年7月1日から平成26年8月1日までの標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成24年7月及び同年8月は22万円、平成24年9月から平成26年7月までは16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所 に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険 料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年7月1日から平成26年8月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成24年5月10日から同年7月1日までの期間については、賃金台帳等により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成24年5月10日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、A社から提出された賞与支給明細書及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賞与支給明細書等」という。)により、請求者は、請求期間②は39万3,000円、請求期間③は49万6,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、それぞれの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

請求期間④及び⑤について、賞与支給明細書等により、請求者は、請求期間④は51万7,000円、請求期間⑤は52万7,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間④は50万7,000円、請求期間⑤は51万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間④は4万3,340円、請求期間⑤は4万4,178円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④及び⑤に係る標準賞与額については、賞与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間④は 50 万 7,000 円、請求期間⑤は 51 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日、平成 26 年 7 月 15 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 12 月 14 日、平成 25 年 7 月 12 日、平成 25 年 12 月 13 日、平成 26 年 7 月 15 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600671 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700012 号

#### 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年8月1日から平成 25 年3月25日に訂正し、平成 25 年3月から平成 26 年7月までの標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

平成25年3月25日から平成26年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 3 月 25 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年3月25日から平成26年8月1日まで 私は平成25年3月25日にA社に入社したが、請求期間の厚生年金保険の被 保険者記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

A社から提出された日別勤務表 2、従業員名簿、出勤簿、賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿(以下、併せて「賃金台帳等」という。)並びに同社が加入するB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、請求者は、請求期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等で確認できる給与 支払額及び厚生年金保険料の控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所 に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険 料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者 の平成 25 年 3 月 25 日から平成 26 年 8 月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600688 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700002 号

# 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、 当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

# 第3 判断の理由

請求期間について、B社、同社の委託先であった税理士事務所及び請求者が当時勤務したC店舗は、請求者に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、同社の事業主は、請求者への賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者が賞与の振込先であったと陳述している金融機関は、請求期間に係る取引記録を保存していない上、請求期間当時の課税庁は、請求期間に係る課税資料を保存しておらず、請求者は、賞与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600692 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1700003 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(その後、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びC社(その後、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和30年10月20日から昭和32年12月5日まで 私は、A社を退職した後、期間を空けることなくC社で勤務したが、請求期間における厚生年金保険の記録がない。しかし、いずれかの事業所で請求期間に係る厚生年金保険の記録があるはずなので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) B社は、昭和 55 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主は死亡している上、当時の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) C社は、昭和 32 年 12 月 5 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないこと、iii) D社は、昭和 40 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社の当時の事業主は連絡先が不明である上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日において、同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚からは、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないことなどから、すでに平成 27 年 12 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、転職の時期ははっきり覚えていないがA社を退職した後、社会保険の加入について確認した上で、期間を空けることなくC社で勤務した旨主張し、複数の同僚の名前を挙げ、再度訂正請求を行っているものである。しかしながら、今回、請求者が名前を挙げた同僚のうち3人(1人は死亡、2

人は該当者を特定できない。)を除き、姓名又は姓が一致すると思われる同僚を

含むA社及びC社の当時の同僚に更なる照会を行ったが、請求期間に係る請求者の両事業所における勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できる回答又は陳述は得られなかったことから、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600693号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700007号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を 認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年12月

請求期間にA社より賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

#### 第3 判断の理由

商業登記簿謄本によれば、A社は、既に解散していることが確認できるところ、 請求期間の賞与の支給状況等について、同社の代表取締役であった二人に照会し たものの、分からない旨陳述している上、同社の分割先の事業所に照会しても請 求期間の賞与に係る資料を得ることができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないとしているところ、金融機関から提出された取引明細表によれば、A社より請求者の口座に給与が振り込まれていることが確認できるものの、請求期間に同社より賞与が振り込まれた記録はない。

さらに、請求期間に係る課税資料について、請求期間当時に請求者が居住していたB市は、保存期限経過のため資料はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 1600684 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第 1700001 号

### 第1 結論

昭和31年5月1日から昭和43年6月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和31年5月1日から昭和43年6月30日まで

A社に昭和31年5月から昭和43年6月まで勤務していた。年金事務所で脱退手当金の受給記録があることを知ったが、退職する際、脱退手当金をもらった覚えがないので厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者の氏名が記載されているページ及びその前後5ページに氏名が記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年6月30日の前後5年以内に資格喪失した28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26名に支給記録があり、その全員が資格喪失日からおおむね3か月以内に支給決定がなされている上、B年金事務所に保管されている請求者に係る脱退手当金裁定請求書は、事業所名称及び所在地が手書きではなく押印された上で提出されていること、脱退手当金の支給記録がある同僚は、脱退手当金の制度について詳しい説明はなかったものの、会社が手続したと思う旨陳述していることを踏まえると、請求者についても同様に委任に基づき事業主による代理請求がなされたことがうかがえる。

また、上述の脱退手当金裁定請求書には、請求者の資格喪失日後の日付である昭和43年7月18日付けで当該請求書を受け付けたことを示す「B社会保険事務所」印があり、昭和43年9月19日付けで支払事務の処理が行われたことを示す「隔地 厚生保険特別会計」と表示のある印が確認できる上、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、当該請求書に係る脱退手当金支給決定伺によると、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和

43 年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。